

Voice from the Business Frontier

日立ヨーロッパ・ブリュッセル事務所

Government Relations Manager 鵜飼 順哉

～EUにおけるAI関連政策の動向と域内外産業界・日立へのインパクト～



(うかい じゅんや)
2012年日立製作所入社。
日立事業所、公共営業、コーポレート渉外部門勤務を経て、2020年から日立製作所 欧州コーポレート事務所（現在の日立ヨーロッパブリュッセル事務所）に赴任、日立ヨーロッパ・ブリュッセル事務所のGovernment Relations Managerに就任、現在に至る。

日立グループの欧州における渉外活動の要所、日立ヨーロッパ・ブリュッセル事務所において、EUのAI政策に係る渉外活動に取り組まれている鵜飼順哉氏にお話を伺いました。

Q1. 日立ヨーロッパ・ブリュッセル事務所の活動についてお聞かせください。

日立が社会イノベーション事業をグローバルに展開していくには、あらかじめ各国の政策についてあらゆる側面から情報収集し、現地の政策と社会課題を把握しておくことが不可欠です。ブリュッセル事務所では、特に環境とデジタル分野を中心にEUの政策動向を注視し、日立に影響する重要度の高い分野においては欧州委員会や在欧業界団体などに提言を行うなど、EUの政策に日立の意思を反映させるための活動を行っています。

EUのデジタル政策のうち、AI関連政策については、今後、EU市場のみならず日本を含めたEU域外市場に影響を与える可能性があると考えています。同政策による影響の範囲と程度を関連部門とともに見極めるとともに、日立の事業リスク最小化と機会最大化に向けた欧州委員会などへの働きかけに取り組んでいます。

Q2. 2021年4月に欧州委員会はAI規則案を公表し、AIシステムの開発・利用を包括的に規制するハードローとして、日本含む世界より大きな注目を集めました。まだ規則案の段階ですが、EU域内外の産業界へのインパクトをどのように見えていますか。

約4.5億人の人口とGDP15.6兆ドルの規模の大きな経済圏を持つEUは、「世界のルールメーカー」としての顔も持っています。実際、EUが国際政治・グローバル経済の両面に与える影響は大きく、EUの政策やルールが世界標準になるケースも珍しくありません。例えばGDPR（EUの一般データ保護規則）では、その内容が日本を含めた各国の個人情報保護政策に反映されるなど、プライバシー保護の先進的な取り組みとして多くの国に参照されています。また、EUのルールはEU域外にも適用される傾向があり、先述のGDPRでは、EU市民の個人データをEU域外に持ち出す場合は、EU域外国の企業も規則の適用対象となっています。この考え方は今回のAI規則案にも採用され、日本で研究開発されたAIシステムであっても、それを用いたサービスがEU域内で利用される場合は、日本の開発事業者にも同じ規制が適用される規定が盛り込まれており、EU市場に関わる日本企業にとっても対岸の火事で済まない内容となっています。

今回のAI規則案は、基本的人権とともに個人の安全性の確保に重きを置いた厳しい規制を課しています。規則案が成立するまでにはEU議会とEU理事会での承認が必要となりますが、これに対してBusiness EuropeやDigitalEuropeなどの在ブリュッセルの主要業界団体や、経団連やJEITAなども慎重な検討を求める姿勢を表明しています。これら各ステークホルダの思惑が渦巻く中で、これから年単位の時間をかけて中身が審議されることとなります。GDPRも成立まで4年超の審議期間を要しましたが、AI規則案についても今後の審議の推移をまずは注視する必要があると考えています。

他方、今回 EU が世界に先駆けて法的拘束力のある AI 規制法案を提案したこと自体が、今後、世界各国の施策の方向性に大きな影響をもたらすものと見ています。日立のような EU 域内外でビジネスを展開している企業にとっては、世界に先駆けて議論が進む EU の政策動向をいち早く把握し、こうした影響に対して早めに対応することで事業リスクを軽減し、さらには今後の世界標準にいち早く対応することで生まれる事業機会を獲得していくことが重要になると考えています。

Q3. AI はデータを必要とし、また両者は不可分な存在です。欧州委員会は、2020 年 11 月にデータガバナンス規則案を公表するなど、AI 規則の構築と同期しデータ規則でも同様の取り組みを強めています。これらの共通点はユーザである市民・産業・社会に近い運用面でのルール形成による市場保護であり、ここにデジタル技術に対する EU の価値観が垣間見られます。この価値観も念頭に、EU の政策当局・産業界と、日立グループとの間の協調の可能性・方向性について展望をお聞かせください。

先述のように今回の規則案では、「個人の安全」と「基本的人権」を守るべき原則として位置付け、AI 利用によって生じるリスクに応じて「禁止される AI 利用」「高リスク AI」「限定リスク」「最小リスク」の 4 段階に分類して、段階ごとに法定義務や罰則を規定した内容になっています。例えば「高リスク AI」分類では、医療機器や工作機械分野など、その誤作動によって人間の身体に危害が及ぶ可能性があるもの、顔認証技術などプライバシー上の懸念があるものに代表される幅広い分野を対象としました。対象となる AI の提供者には、市場投入前の適合評価や投入後の AI 挙動モニタリングなど一定の法定義務を課し、違反事案には罰金を科すとしています。

このように EU の AI 規則案は、法的拘束力を持たせた「ハードロー」に該当します。一方、日本政府は、2021 年 7 月に公表した報告書『我が国の AI ガバナンスの在り方 ver1.1』において、「現時点では、特定の分野を除き、AI 原則の尊重とイノベーション促進の両立の観点から、AI 原則を尊重しようとする企業を支援するソフトローを中心としたガバナンスが望ましい」とまとめており、今のところ両者の信頼確保に向けたアプローチは完全には一致していない状況となっています。今後、日 EU 両地域における信頼ある AI 利用に

係る政策がどのように調和していくのか、その方向性を占う上でも日本と EU の政府間対話の行方を注意深く見守る必要があると感じています。

日立は、EU の AI 規則案公表に先立ち、2021 年 2 月に『AI 倫理規則』を発表しました。EU や日本政府、日立の取り組みを比較すると、官民の違いこそあれ、個人の安全やプライバシー確保など AI システムに係る安心・安全の担保を重視する点で、両者の価値観は根底の部分で似通っています。そのため、日本・EU 両地域の政策検討において、AI への信頼は確保しつつも規制強化に傾きすぎない、ビジネスの現場に即した実質的な方策の提案を行うなどの政策提言を通じて民間企業としてのプレゼンスを高めると同時に、日立の事業リスクの低減や機会の拡大が可能なのではないかと考えています。

例えば、今回の規則案の中で提案された遠隔生体認証に対する厳しい規制は日 EU の産業界からも懸念の声が上がっていますが、一方で安心・安全な生体認証を可能にする PBI 技術¹など、他社の効率的な規制対応を支援できる日立のソリューションや技術の事業機会が拡大する可能性があるのではないかと考えています。こうした規制の導入による環境変化をリスクとしてみるだけでなく、チャンスの拡大にもつなげていけるよう、当事務所も日々の活動に取り組みたいと考えています。

Q4. 最後に、ブリュッセル事務所のデジタル技術、特に AI に関する今後の活動の方向性をお聞かせください。

前述したように、ブリュッセル事務所は「政策動向把握」「関係部門と連携した日立事業への影響分析」「働きかけ」を活動の柱としています。AI 政策に関しては、法案の審議状況を注視しながら、AI 規則案が各国の AI ガバナンスにどのような影響を与えていくのか、日立のグローバル渉外統括本部およびワシントン事務所などと連携しながら動向把握に努め、日立のリスク最小化と事業機会最大化を実現するために必要な働きかけを行っていきたいと考えています。そのために事業部門からの声をひとつひとつ丁寧に把握しつつ、ブリュッセルならではの活動を展開していきたいと考えています。

¹ PBI 技術 (Public Biometric Infrastructure: 公開型生体認証基盤) は、生体認証技術と PKI ベースの電子署名技術を融合させた公開鍵認証基盤。